

## 中小企業信用保険法第2条第5項第4号に基づく認定について

この認定は、経済産業大臣が指定する地域（※）において災害発生に起因して経営の安定に支障をきたしている市内中小企業者について、豊中市長が認定を行うものです。

※…指定地域・指定期間等は中小企業庁のホームページに掲載されています。

[http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu\\_net\\_4gou.htm](http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_4gou.htm)

### 【認定要件】

(次の①から②の要件を満たすこと)

- ① 豊中市内に事業所（主たる事業所、支店、工場等）を有すること
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた後、原則として、最近1か月間の売上高等が前年同期比で20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で20%以上減少することが見込まれること

※最近1か月の売上高と前年同月比との比較が適当では無い場合にあっては、最近1か月を含む2～6か月の売上高の月平均（実績）と前年同期の月平均（実績）との比較が可能です。

※創業後1年を経過していない中小企業者（業歴3カ月以上）も認定可能ですので、認定申請をされる場合は、問合せ先までご連絡ください。

### 【認定期間】

(経済産業大臣が指定する期間)

令和2年2月18日～令和6年6月30日まで

### 【認定申請時の提出書類】

提出書類	備考
認定申請書、添付書類	豊中市産業振興課（第1庁舎5階）に設置 豊中市HPからダウンロードすることもできます。 <a href="https://www.city.toyonaka.osaka.jp/machi/sangyoushinkou/kigyoshien/kinkyu_nintei.html">https://www.city.toyonaka.osaka.jp/machi/sangyoushinkou/kigyoshien/kinkyu_nintei.html</a>
申請時点で豊中市内において事業を行っていたことを確認できる書類	法人の方は履歴事項全部証明書（3か月以内のもの） 個人の方は確定申告書（事業所の所在地が確認できるもの）
認定の根拠となる各月の売上高を確認できる書類（①②③すべて必要です。）	① 最近1か月の売上高の分かるもの（売上帳、試算表等）、また、その後2か月間について実績が出ている場合は、売上高の分かるもの（売上帳、試算表等） ② 最近1か月に続く2か月間の売上高見込表（実績が出ている場合は実績を記入、売上高見込については算出根拠を記載したもの） ③ 直近の決算書又は確定申告書（税務署の收受日付印又はメール詳細・①及び②に対応する前年同月の売上高が確認できるもの） ※前年月別売上高が分かるものがない場合は、③の他に、前年1年間の月別売上高の確認できる書類（売上帳、試算表等）をご持参ください。 注：最近2～6か月分の売上高の月平均と前年同期を比較する場合は、対象月の売上高の分かるものを持参ください。
委任状	代理の方が申請に来られる場合

### 【ご注意】

- ・認定の取得は、一切の融資・保証を約束するものではありません。
- ・認定書の有効期間は、認定日から起算して30日です。本認定の有効期間内に融資申込を行うことが必要です。
- ・認定後に認定内容と異なる事実が判明した場合には、認定書が無効になる場合があります。

(問合せ先) 豊中市都市活力度部産業振興課

〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1 TEL: 06-6858-2189